感染症に罹患した場合について

保健管理室

下表に示す感染症は、「学校保健安全法施行規則第19条」により、授業の出席は停止しなければなりません。感染症に罹った場合、または罹った疑いのある場合は、直ちに保健管理室(055-224-1241)まで連絡してください。

また、出席停止が解除され、登校する際には医師の証明が必要となります。所定の用紙が保健管理室にありますので、治癒してから取りに来てください。

その後、教務課において「欠席届」の手続きをしてください。

* 感染を防止するため、出席停止の期間は友人等との接触は避けて下さい。

◎学校において出席停止となる感染症の種類

	病 名	出席停止の期間
第1種	〇エボラ出血熱〇クリミア・コンゴ出血〇痘そう〇南米出血熱〇ペスト〇急性灰白髄炎〇マールブルグ病〇ジフテリア〇ラッサ熱〇重症急性呼吸器障害(SARS)〇鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	〇インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過するまで
	〇百日咳	特有の咳の消失または適正な治療終了するまで
	○麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで
	〇流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹発現後5日経過し、なおかつ全身 状態が良好になるまで
	○風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	〇水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
	〇咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後2日経過するまで
	〇結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第3種	 ○コレラ ○細菌性赤痢 ○陽管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○その他感染病 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症など 	感染のおそれがなくなるまで